

<<収入基準早見表の使える方／収入による判定>>

すべての世帯が収入基準早見表を使って判定できる訳ではありません。次の①～④の全てに該当する場合に限って判定ができます

- ① 収入のある方が一人だけ
- ② 年金を受給している方がいない
- ③ 特別控除（「所得の換算方法」参照）に該当する方がいない
- ④ 入居予定世帯員以外で、所得税法上扶養している親族がいない

■ 収入基準早見表

年間総収入金額でみる収入基準早見表
 （給与所得者の場合）

合計総所得金額でみる収入基準早見表
 （自営業者の場合）

※この表は、給与所得者が1人で、特別控除対象者及び年金受給者がいない場合の早見表です。

※この表は、事業所得者等の方が1人で、特別控除対象者及び年金受給者がいない場合の早見表です。

同居扶養人数	総 収 入 金 額	
	下 限	上 限
1 人 (2 人家族)	3,512,000 円 (2,912,000 円)	8,248,889 円
2 人 (3 人家族)	3,996,000 円 (3,452,000 円)	8,654,000 円
3 人 (4 人家族)	4,472,000 円 (3,948,000 円)	9,034,000 円
4 人 (5 人家族)	4,948,000 円 (4,420,000 円)	9,414,000 円
5 人 (6 人家族)	5,420,000 円 (4,896,000 円)	9,794,000 円

同居扶養人数	総 所 得 金 額	
	下 限	上 限
1 人 (2 人家族)	2,276,000 円 (1,856,000 円)	6,224,000 円
2 人 (3 人家族)	2,656,000 円 (2,236,000 円)	6,604,000 円
3 人 (4 人家族)	3,036,000 円 (2,616,000 円)	6,984,000 円
4 人 (5 人家族)	3,416,000 円 (2,996,000 円)	7,364,000 円
5 人 (6 人家族)	3,796,000 円 (3,376,000 円)	7,744,000 円

※（ ）は、子育て・若年世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯または40歳以下の夫婦のみの世帯）の場合

注意事項

- 同居扶養人数に、申込者ご本人は含まれません。たとえば4人家族で他に扶養親族がいない場合は、同居扶養人数3人の記載金額をご覧ください。
- 婚約者とお申込みの2人世帯で、他に扶養親族がいない場合は、同居・扶養親族数1人の記載金額をご覧ください。

（ことばの説明）

年間総収入金額……給与による1年間の税込の収入（源泉徴収票での「支払金額」）のことです。

年間総所得金額……給与所得者の方は年間総収入金額から算出した1年間の所得金額のことです（所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります）。また、自営業の方は年間総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。